

行政視察報告書

令和 7 年 6 月 2 日

長浜市議会議長 高山 亨様

長浜市議会議員 藤井 登

私が出席した次の行政視察の結果について報告します。

記

1. 視察等名 議会活性化検討委員会行政視察
2. 視察期間 令和 7 年 5 月 27 日 (火)
3. 視察場所及び目的
①三重県いなべ市 ・ 議会における行政評価について

4. 調査内容感想等

・視察の目的

本視察は、いなべ市議会が取り組む議会改革および行政評価の具体的な取組について学び、議会の政策形成機能の強化、市民との信頼関係の構築、そして自治体運営における議会の新たな役割の在り方について理解を深めることを目的として実施した。特に、議会基本条例の制定以降、いなべ市議会がどのように議会運営の改善と市民参加を促進してきたかを実地で確認し、今後の長浜市議会の運営に生かすための視察であった。



・視察の内容

いなべ市議会では、平成 29 年（2017 年）に議会基本条例を制定し、「市民に信頼される議会の確立」を目指して多角的な議会改革を推進してきた。今回の視察では、その取組の全体像と、実際の運用・課題への対応方法について、詳細に説明を受けた。

特筆すべきは、議会が単なる議決機関にとどまらず、「市民の代理機関」としての役割を強く認識し、執行機関に対する監視・評価機能を果たすべく積極的に動いている点である。



まず、議会の情報公開と市民との対話を推進するため、対面による議会報告会の開催が制度化されており、議員と市民が直接意見交換する機会が確保されている。また、常任委員会の体制見直しを行い、テーマ別の政策課題に柔軟に対応できる組織編成となっていた。

さらに、いなべ市議会の特徴的な取組として、事業評価制度が挙げられる。これは、市が実施する各種事業について、議会が独自に検証・評価を行い、その結果を行政にフィードバックする仕組みである。事業評価は、議員間討議を重ねながら進められ、評価の視点には「成果」「効率性」「市民ニーズとの整合性」などが取り入れられていた。この仕組みは、議会による政策形成の一環として位置づけられており、評価結果が次年度の予算審議にも反映されている。

また、議員一人ひとりが自らの議会活動を自己評価する制度も導入されており、「議会基本条例の理念に則った行動ができているか」など、項目ごとに自己の活動を振り返るよう設計されていた。評価にはコメント欄もあり、自由記述によって議員の想いや課題意識が共有される工夫もなされている。

これらの活動を支えるため、ICT の活用も進んでおり、長浜市と同様に議員全員にタブレット端末が配布され、資料共有や情報検索が円滑に行われていた。

さらに市民参加の面では、「みんなの声カフェ」などの市民との意見交換の場や、議会モニター制度、意見箱の設置など多様なチャンネルを設けており、議会

と市民との距離を縮める仕掛けが随所に見られた。特に、事業評価や予算審議の際には、市民団体や自治会へのヒアリングを実施し、市民の声を政策形成に反映させている点は、住民自治の観点からも大変意義深い。

・行政視察の結果を本市にどのように反映させるか

今回の視察で得た最も大きな学びは、「議会は議決だけでなく、評価と提言を通じて政策に主体的に関与する責任がある」という視点である。いなべ市議会のように、議会が自らの行動を振り返り、行政施策を評価し、市民との対話を通じて次なる提言を行うという一連の流れは、まさに議会の政策形成機能が実効的に働いている事例といえる。

長浜市においても、これからの議会には、従来の議決機能に加え、さらに政策形成・行政評価・市民参画の機能を重視することが求められている。いなべ市の事例を参考に、以下のような展開を目指すべきであると考える。

まず、事業評価制度の導入である。長浜市でも、常任委員会が中心となり、特定の事業について評価を行い、その結果を翌年度の予算審議や政策提案につなげることで、議会の役割をより明確に示すことができる。

また、議員による自己評価の仕組みも導入すべきである。自らの活動を振り返り、次年度の課題設定や活動計画の見直しに役立てることで、議員一人ひとりの政策意識を高め、議会全体としてのガバナンス力を強化することにつながる。

さらに、市民との対話の場の拡充も必要である。「市民との双方向の関係性の構築」は議会改革において不可欠であり、報告会や意見交換会の開催、モニター制度の導入など、様々な手段で市民の声を吸い上げる体制づくりをさらに進める必要がある。

こうした取組を通じて、長浜市議会も、単なる「行政のチェック機関」にとどまらず、「政策をつくる議会」としての存在感を高めていくことが求められている。

実際に長浜市議会では、令和 6 年 1 月 1 日に施行された国の「認知症基本法」を受けて、令和 6 年 3 月の定例月議会において「認知症とともに生きる基本条

例」が議会提案により提出され、全会一致で可決された。すでに議会発信による政策づくりに取り組んできた実績がある。

今回のいなべ市議会の実践は、今後さらに議会の政策形成機能を高めていくうえで大いに参考になるものであり、長浜市の実情に即した形での今後の取組の充実に生かしていきたいと考える。